

## 3月定例教育委員会会議録

開催日時 令和6年(2024年)3月22日(火)  
午後2時30分～16時10分

開催場所 県庁新館4階教育委員会室

出席委員 教育長 福永 忠克  
委員(教育長職務代理者) 土井 真一  
委員 窪田 知子  
委員 野村 早苗  
委員 塚本 晃弘

### 1 開 会

- 教育長から開会の宣告があった。
- 教育長より出席者の確認があり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、会議の成立が確認された。
- 事務局から説明員の出欠について報告があった。

### 2 非公開事件の確認

- 教育長から、本日の議題のうち、第68号議案および第75号議案については、公にすることにより公正かつ円滑な人事の確保に影響をおよぼすおそれがあることから審議を非公開とすべきとの発議があり、発議は全員異議なく了承された。また、審議の順番については、公開議案、報告事項、非公開議案の順で審議することが確認された。

### 3 会議録確認

- 2月6日開催の定例教育委員会および3月19日開催の臨時教育委員会に係る会議録について、適正に記録されていることを確認し、承認された。

#### 4 議事（議案：公開）

- 教育長から第 58 号議案「教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る滋賀県知事との協議について」、事務局に報告を求める旨の発言があり、事務局から資料に基づき説明があった。

- 主な質疑・意見

なし

- 教育長から第 58 号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案通り可決された。

- 教育長から第 59 号議案「知事の権限に属する事務の補助執行の終了について」、事務局に報告を求める旨の発言があり、事務局から資料に基づき説明があった。

- 主な質疑・意見

なし

- 教育長から第 59 号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案通り可決された。

- 教育長から第 60 号議案「教育委員会の権限に属する事務の一部委任の変更に係る滋賀県知事との協議について」、事務局に報告を求める旨の発言があり、事務局から資料に基づき説明があった。

- 主な質疑・意見

なし

- 教育長から第 60 号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案通り可決された。

- 教育長から第 61 号議案「滋賀県教育委員会事務局組織規程の一部改正につい

て」、事務局に報告を求める旨の発言があり、事務局から資料に基づき説明があった。

●主な質疑・意見

なし

●教育長から第 61 号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案通り可決された。

●教育長から第 62 号議案「滋賀県教育委員会事務専決規程の一部改正について」、事務局に報告を求める旨の発言があり、事務局から資料に基づき説明があった。

●主な質疑・意見

(塚本委員)

高齢者部分休業は、職に復帰される前の一定期間を休業する制度か、もしくは、取得したまま定年退職を迎えることも想定された制度か。

(會田教育総務課長)

この制度は、定年退職年齢引き上げに伴い、年度末年齢 61 歳以上の職員を対象として、部分休業を認めるものである。通常の勤務時間内において部分休業を取得するものであり、1 日当たり 2 時間を超えない範囲内で、30 分単位で取得でき、休業期間は上限を設けていない。

(福永教育長)

7 時間 45 分のフルタイム労働でなく、勤務時間の短縮を可能とする制度である。

●教育長から第 62 号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案通り可決された。

●教育長から第 63 号議案「滋賀県立学校事務専決規程の一部改正について」、事務局に報告を求める旨の発言があり、事務局から資料に基づき説明があった。

●主な質疑・意見

(福永教育長)

教職員においても61歳以上であれば高齢者部分休業制度の適用を可能とするものであるが、学校においては行事等があるため取得が難しい側面もあるのではないかと。

(有田教職員課長)

非常勤講師等に対応してもらい、高齢者部分休業を取得していただきやすい体制を整えたいと考えている。部分休業の取得時間に応じて、一定の基準により配置し対応していきたい。

- 教育長から第63号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案通り可決された。

- 教育長から第64号議案「滋賀県立学校職員服務規程の一部改正について」、事務局に報告を求める旨の発言があり、事務局から資料に基づき説明があった。

●主な質疑・意見

なし

- 教育長から第64号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案通り可決された。

- 教育長から第65号議案「滋賀県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について」、事務局に報告を求める旨の発言があり、事務局から資料に基づき説明があった。

●主な質疑・意見

(塚本委員)

全国的にも教職員による性的な事案は重大なものとして取り上げられており、免許状の再授与についても慎重な対応が必要だと思う。教職員として不適格な性的嗜好を持ち合わせているかどうかや、過去の事案に対しての検証を

進めるものと思うが、審査会へ召集される委員に、対象者のプライバシーにまで踏み込んで調査や検証をする権限は付与されるのか。また、この審査会で対象者が復職して大丈夫だと担保しきれぬのか。重要なことであるため、有効に働くような審議の在り方が必要だと思う。

(有田教職員課長)

職業選択の自由にも鑑み、本制度が創設されたものである。審査会では専門家にも委員として参画いただき、免許状の再授与に当たっては、本人から提出される、児童生徒性暴力等を行わないことを証明する書類等から判断いただくことになる。児童生徒性暴力等を再び行う蓋然性が少しでも認められる場合には再授与を行わないと、文科省が制度上で整理していることや、申請者自身が証明等の書類を揃えなければならないなど、再授与審査のハードルは極めて高いものとなっている。

(塚本委員)

議決方法が出席委員の全員一致であること等、しっかりとした審査方法になっていると思うが、見えていない部分が性暴力に繋がることもあると思うため、難しいところであるが、しっかりと審査していただきたい。

(土井委員)

この委員会の審議事項は審査案件のみか。

(有田教職員課長)

審査案件がある場合にのみ開催されるものである。

(土井委員)

手続きや基準に関するルール等は定めないのか。審査案件については当然非公開だと思うが、ルールを定める審議を非公開にするかについては議論のあるところだと思う。

(有田教職員課長)

その部分については整理しきれないのが現状であるが、委嘱する委員に、案件に応じて考えていただくことが、基本的なスタイルになると思われる。審査会の対象者が発生するのは早くとも令和7年度以降となるため、令和6年度中には、文科省からも方向性等詳細が示されると思うため、それを参考に対応してまいりたい。

(福永教育長)

先ほどの塚本委員の御質問にもあったが、再授与に当たり、申請者がどのような書類を提出すべきか等、滋賀県としてルールを決め、公開非公開の範囲や内容等の詳細は、文科省にも確認しながら検討してまいりたい。

●教育長から第 65 号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案通り可決された。

●教育長から第 66 号議案「滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正について」、事務局に報告を求める旨の発言があり、事務局から資料に基づき説明があった。

●主な質疑・意見

なし

●教育長から第 66 号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案通り可決された。

●教育長から第 67 号議案「滋賀県立高等学校通信教育に関する規則の一部改正について」、事務局に報告を求める旨の発言があり、事務局から資料に基づき説明があった。

●主な質疑・意見

なし

●教育長から第 67 号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案通り可決された。

●教育長から第 69 号議案「滋賀県幼児期教育センター設置規程の制定について」、事務局に報告を求める旨の発言があり、事務局から資料に基づき説明があった。

**●主な質疑・意見**

(野村委員)

公立、私立分け隔てなく幼児期の保育および教育の充実を図るとのことであるが、公立と私立では方針が違うこともあるのではないか。

(澤幼小中教育課長)

委員のおっしゃる部分は大きな課題である。それぞれの園が方針を持ち、状況が様々である中で、子ども達は一つの小学校に入学してくる。どのように幼児教育から小学校教育へ接続していくかということが大切で、現在、彦根市で「幼保小の架け橋プログラム」事業で研究をすすめているところ。その中で、私立の園においても自園の方針を大事にしなから、他の園と共に小学校への接続の取組をしていただき、成果を残していただいたので、その内容を県内に広めていきたいと考えている。

(野村委員)

ふれあい教育対談で訪問した小学校でも、接続に重きを置かれていたため、より良い方向に進めていただきたい。

- 教育長から第 69 号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案通り可決された。

- 教育長から第 70 号議案「生徒指導・いじめ対策支援室設置規程の一部改正について」、事務局に報告を求める旨の発言があり、事務局から資料に基づき説明があった。

**●主な質疑・意見**

なし

- 教育長から第 70 号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案通り可決された。

- 教育長から第 71 号議案「滋賀県心の教育相談センター設置規程の一部改正について」、事務局に報告を求める旨の発言があり、事務局から資料に基づき説明があった。

## ●主な質疑・意見

(塚本委員)

これまでの不登校に関する議論でも、学校への復帰が唯一の目標でなく、医療を含めた様々な関係機関等と連携しながら、児童生徒の居場所を確保していくことが重要とされていたことを踏まえると、学校への復帰だけが全てでないと示されたことは然るべき方向である。

- 教育長から第 71 号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案通り可決された。

- 教育長から第 72 号議案「第 5 次滋賀県子ども読書活動推進計画の策定について」、事務局に報告を求める旨の発言があり、事務局から資料に基づき説明があった。

## ●主な質疑・意見

なし

- 教育長から第 72 号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案通り可決された。

- 教育長から第 73 号議案「滋賀県立図書館基本規則の一部改正について」、事務局に報告を求める旨の発言があり、事務局から資料に基づき説明があった。

## ●主な質疑・意見

(土井委員)

『「こども としょかん」サポートセンター』という標記で、こどもとしょかに鍵括弧が付けられているが、こどもとしょかんをサポートするセンターであるのか。

(廣瀬生涯学習課長)

「こども としょかん」は、鍵括弧も含め、固有名詞のように使用している。「こども としょかん」サポートセンターの役割としては、県内の子どもの読書活動の推進に係る取組をサポートしていくことになる。

(福永教育長)

「こども としょかん」は知事がネーミングされたこともあり、象徴的に使用している。

- 教育長から第 73 号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案通り可決された。
- 教育長から第 74 号議案「全国高校総体推進室設置規程の制定について」、事務局に報告を求める旨の発言があり、事務局から資料に基づき説明があった。
- 主な質疑・意見

(福永教育長)

滋賀県で行われる競技は何か。

(青木保健体育課長)

陸上、水泳、バレーボール、ホッケー、ウエイトリフティング、フェンシング、ボートの 7 競技であり、開催場所については市町と調整を図っているところ。

(塚本委員)

この規程は令和 8 年度全国高等学校総合体育大会が終了しても継続されるものであるか。それまでの準備に要する規程であるか。

(青木保健体育課長)

大会開催までの規程であるが、準備を進める中で順次改正し、開催に向けた取組を進めてまいる。

(福永教育長)

国スポ・障スポの大会に続いての開催となることについて、市町からも御意見をいただくが、コロナの影響で国スポが 1 年延期されたこともあり、開催年が連続することとなった。市町に対しては丁寧に説明してまいる。

- 教育長から第 74 号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案通り可決された。

## 5 報告（公開）

- 教育長から報告事項ア「しがの学びと居場所の保障プランについて」、事務局に報告を求める旨の発言があり、事務局から資料に基づき説明があった。

- 主な質疑・意見

（塚本委員）

学校以外の場所も含め、いかに子ども達が安心できる場所を提供できるか、関係機関との連携も考えながら作られたプランだと思う。教育委員会として、今後、学校の魅力づくりや安心できる居場所づくりにますます力を入れていかないといけない。

（福永教育長）

委員のおっしゃることも踏まえ、関係部局とも連携しながら、子ども達の学びと居場所が確保できる滋賀を作っていきたい。

（谷村生徒指導・いじめ対策支援室長）

教育委員会としてプランの作成を進めてきたが、全庁を挙げて、また、民間施設等も含めた全体の施策として、誰一人取り残さない子どもへの支援ができるように、進めてまいりたい。

（窪田委員）

回を重ねるごとに丁寧にきめ細かくプランを作成していただいたと感じている。このプランは副題が「不登校の状態にある子ども支援」とされているが、プランで重視されている内容には、不登校になる手前に何ができるかということが含まれていると思う。副題としては「不登校の状態にある子ども」とされているが、不登校状態になってからの支援だけでなく、そもそも不登校になる前に子ども達をどのように支えていくことができるか、不登校になる手前で何ができるかということが、県からのメッセージとして伝わると良いと思う。

- 教育長から報告事項イ「滋賀県における学校部活動の地域連携および地域クラブ活動への移行に向けた方針について」、事務局に報告を求める旨の発言が

あり、事務局から資料に基づき説明があった。

●主な質疑・意見

(野村委員)

部活動の地域移行について方針をまとめるに当たり、大変苦勞されたと思う。

部活動の指導をしたい教職員もいらっしゃると思われるため、先生方も一緒になって地域移行に携わっていただけるような取組をしていただきたい。また、指導者のみならず、家庭へも経済的、時間的に負担をかけることがあると思われるため、そのことも含め、市町への負担にも鑑み、部活動への支援、発信をしていただければと思う。

(青木保健体育課長)

教職員の兼職、兼業について、指導者の確保が一番の課題となっているが、部活動指導をしたいという先生方の力を生かすことも大事と考え、方針にも記載しているところ。また、家庭の負担について、経済的に厳しい状況にある子どもにも活動機会が確保されるように配慮し、方針を作成した。この方針をもとに、子ども達のスポーツ、文化芸術活動が充実するよう取り組んでまいりたい。

## 6 議事（議案：非公開）

●第 68 号議案について原案どおり可決された。

●第 75 号議案について原案どおり可決された。

## 7 閉 会

●教育長から、本日の議事が全て終了した旨の発言があり、閉会の宣告があった。